

平成30年9月13日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成30年9月13日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（5名）

鎌田 礼二 委員長

山本 進 副委員長

小野 幸男 委員

今野 恭一 委員

香取 嗣雄 委員

曾我 ミヨ 委員

出席議長団（1名）

伊藤 博章 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭	副市長	内形 繁夫
市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸	市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳
市民総務部 危機管理監	佐々木 誠	市民総務部 政策課長	相澤 和広
市民総務部 財政課長	末永 量太	市民総務部 税務課長	武田 光由
市民総務部 市民安全課長	尾形 友規	産業環境部 水産振興課長	草野 弘一
建設部 下水道課長	関 陽一	教育委員会 教育長	高橋 睦麿
教育委員会 教育部長	阿部 光浩	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一
事務局長	鈴木 康則

会議に付した事件

議案第 5 3 号 塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第 5 6 号 塩竈市市税条例等の一部を改正する条例

議案第 5 7 号 平成 3 0 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 6 2 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 6 3 号 工事請負契約の一部変更について

所管事務調査の今後の進め方について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。
また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第53号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」、議案第56号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第62号及び議案第63号「工事請負契約の一部変更について」並びに所管事務調査の今後の進め方についての6件であります。

これより議事に入ります。

議案第53号、第56号及び第57号、第62号及び第63号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例外計5カ件であります。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 議案第53号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号4の市議会定例会議案の4ページ、それから資料番号17、市議会定例会議案資料の1ページをお願いします。

今回の条例改正は、地方税法の改正に伴う引用条項のずれを整理するものでございます。引用条項の整理のみですので、現行と改正案で条例の内容に変更はございません。資料番号4の4ページに改正条文、資料番号17の1ページに新旧対照表を記載しております。

議案第53号につきましては以上となります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

続きまして、議案第56号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号4の8ページから19ページ、また資料番号17の10ページから28ページまでが該当と

なりますが、主に資料番号17の議案資料28ページ、こちらでご説明させていただきます。

平成30年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、本市の市税条例等について所要の改正を行おうとするものです。

2の改正の主な内容でございます。

まず、平成30年10月1日施行のたばこ税に関する改正です。

①の加熱式たばこに係る税率変更でございますけれども、現在、紙巻きたばこと比較してたばこの葉の量が少ない加熱式たばこの課税区分を新設した上で、重量と価格を紙巻きたばこに換算する課税方式を新たに導入し、5年間をかけて段階的に税率を引き上げる内容となっております。

続きまして、②の紙巻きたばこに係る税率変更でございます。現行で1,000本当たり5,262円の市たばこ税をことしの10月から5,692円、平成32年10月から6,122円、平成33年10月から6,552円と改正するものでございます。ちなみに、国と地方のたばこ税を合わせまして1回につき1本1円、20本入り1箱で20円、3回ですと1箱60円の増税となる計算でございます。

続きまして、(2)平成33年1月1日施行の個人住民税関係の改正です。

①の個人の市民税の非課税限度額の引き上げでございますが、現在合計所得金額34万5,000円となっている均等割の非課税限度額が44万5,000円に10万円引き上げとなります。また、障がい者、未成年者、寡婦、寡夫の非課税限度額も合計所得金額が125万円から135万円に10万円の引き上げとなります。

米印にありますように、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴う控除の振替措置ですので、ほとんどの方には影響はありません。ただ、自営、いわゆるフリーランスの方につきましては、そのまま10万円分対象が拡大となります。

次に、②の基礎控除の見直しでございます。現在、所得に関係なく一律に認められている住民税33万円の基礎控除に関してですが、先ほどご説明したとおり、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴いまして基礎控除額が43万円に10万円引き上げになります。ただし、合計所得金額2,400万円を超えますと低減が適用され、2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円の基礎控除額となり、所得が2,500万円を超えた方は基礎控除そのものが受けられなくなる内容となっております。

最後に、③調整控除への所得制限導入ですが、平成19年度の税源移譲に伴う負担の緩和のため所得税と市民税の控除額の相違部分を調整するために創設された調整控除に関しまして、

合計所得2,500万円を超える方には適用がなされなくなるものです。

なお、以上の所得に関する改正につきましては、平成32年中の所得から該当になりますので、市民税に関しましては平成33年度の課税分から適用となります。

以上、議案第56号についてご説明いたしました。

改正条文、新旧対照表につきましては、後ほどご参照ください。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ただいま塩釜地区消防事務組合のほうでサイレンが鳴っておりましたが、多賀城市の町前で火災が発生しているそうであります。そちらの支援ということで、塩釜消防署から出動したということでのサイレンでありますので、ご理解いただければと思います。大変恐縮であります。以上でございます。

○鎌田委員長 町前というと役所があるあたりじゃなかったっけ。（「そっちではないんでない」の声あり）ああ、そうですか。わかりました。（「済みません、中断いたしまして。よろしく願います」の声あり）

じゃ、次に行きたいと思います。相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 続きまして、政策課より議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管の内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号16、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書の7ページないし8ページをお開き願います。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第19節負担金補助及び交付金において、宮城県市長会負担金54万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページにお戻りいただければと思います。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

第18款繰入金第1項基金繰入金第9目災害救助支援基金繰入金第1節災害救助支援基金繰入金のうち、説明欄に記載しておりますとおり、秘書経費として歳出予算と同額の54万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、事業概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号17、市議会定例会議案資料をご用意いただければと思います。

37ページをお開き願います。

初めに、1の概要でございます。東日本大震災の発生の際には、全国の各市等から多額の義援金など総額約6億5,700万円が宮城県市長会に寄せられ、県内各市に配分されましたほか、震災孤児支援のための基金といたしましても3,100万円の支援をいただいていたところがございます。東日本大震災時に支援をいただきました全国の各市等の中には、平成30年7月豪雨、いわゆる「西日本豪雨」でございますが、それにおきまして被災された自治体等もございます。このことを踏まえまして、去る8月28日に開催されました宮城県市長会議において、これらの被災自治体等に対しまして宮城県市長会としてお見舞金を贈呈することとしたものでございます。このことから、本市の負担分につきまして補正予算をお願いするものでございます。

2の見舞金対象団体と贈呈額でございます。ページ下段の見舞金対象団体と贈呈額の表についてもあわせてごらんいただければと思います。

まず、(1)対象団体でございますが、2つの考えで整理されてございます。1つ目としましては、①東日本大震災時に宮城県市長会に対し、義援金等の支援をいただきました市及び市長会のうち、西日本豪雨被害により災害救助法が適用された6つの市及び市が属する4つの市長会でございます。表で申し上げますと、①から⑩ということになります。なお、⑧大阪府高槻市につきましては、ことし6月に発生いたしました大阪府北部地震による災害救助適用市であります。今回あわせてお見舞金を贈呈させていただくものでございます。

2つ目といたしまして、②東日本大震災時には支援をいただいはおりませんでした。被害の大きかった広島県及び愛媛県の2つの市長会であります。同じく表で申し上げますと、⑪、⑫ということでございます。合わせて12の自治体ということでございます。

次に、(2)贈呈額でございます。(2)の1の①でございますが、東日本大震災時にご支援をいただいた6つの市及び4つの市長会につきましては、東日本大震災との被害状況等を鑑みまして、東日本大震災時に1,000万円以上の高額の支援をいただきました岡山県市長会、岡山県総社市につきましてはいただいた額の10分の1、その他の市及び市長会については一律で100万円、100万円以下の支援をいただいたところにつきましてはいただいた額と同額とするものでございます。

また、②でございますが、広島県及び愛媛県の2つの市長会につきましては、平成28年4月

熊本地震の際に熊本県市長会に対しまして宮城県市長会としてお見舞金100万円を贈呈してございますことを踏まえまして、それぞれ100万円のお見舞金とし、お見舞金総額では2,170万円とするものでございます。

また（3）その他でございますが、今回のお見舞金につきましては、被災自治体が柔軟に活用できるよう、寄附金として贈呈させていただくものでございます。

38ページをお開き願います。

3の県内14市の負担額でございます。2つの方法で算出し、その合算額を各市の負担金額としてございます。具体的には、1つ目の算出方法でございますが、（ア）に記載しておりますとおり、東日本大震災時にご支援をいただいた6つの市及び4つの市長会につきましては、そのお見舞金合計額を1,970万円とし、東日本大震災時の各市受入額1億4,170万円の各市配分率から算出をしております。この算出によります本市の負担額は、表の（ア）の列で示しておりますとおり47万円でございます。2つ目の算出方法でございますが、広島県、愛媛県の各市町について、そのお見舞金合計額を200万円とし、現行の宮城県市長会会費負担割合から算出をしております。この算出によります本市の負担額は、表の（イ）の列で示しておりますとおり7万9,000円となり、前段申し上げました47万円と合わせ本市の負担金合計額は表の（ア）＋（イ）の列に記載しておりますとおり54万9,000円でございます。

4の事業費及び財源内訳でございますが、先にご説明を申し上げましたとおりでございます。

5のスケジュールでございますが、10月に宮城県市長会に対し、負担金の支出を行い、宮城県市長会を通し、被災地へお見舞金を贈呈するものでございます。

以上、政策課から議案第57号についてご説明をさせていただきました。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入ります。ただいまお開きいただいている資料No.17の議案資料39ページをごらんいただきたいと思ひます。

壺番館利用者の代替駐車場についてでございます。1の概要であります。現在供用しております壺番館南駐車場につきましては、海岸通地区震災復興市街地再開発事業におけます1番地区工事の進展に伴いまして利用できなくなりますことから、その代替駐車場として本町

のくるくる広場の整備を行うものであります。

2の整備内容ですが、今回補正予算で計上させていただく内容は大きく2つございまして、(1)の代替駐車場整備費、(2)の代替駐車場撤去工事等の財源の確保としての基金への積立金の2つでございます。

まず、(1)の代替駐車場整備費ですが、市街地再開発組合からの工作物等移転補償金を財源としてくるくる広場を整備するものでありまして、区画線工は案内板設置工などを行います。

また、(2)の基金積立金ですが、1番地区の公共駐車場が供用を開始した後、くるくる広場の現状復旧費等の財源確保を目的としまして工作物等移転補償金をふるさとしおがま復興基金に積み立てるものであります。

3の事業費及び財源内訳はごらんとおりです。合計欄にございます725万円が工作物等移転補償金の合計となります。

4のスケジュールですが、予算をお認めいただきますれば、10月に契約手続、工事発注をし、11月には駐車場の運用を開始したいと考えております。

平成32年4月には1番地区の公共駐車場が供用開始となる予定ですので、機能をそちらに移した後、くるくる広場の現状復旧を行いたいと考えております。

5の工事期間中における壱番館利用者の代替駐車場には上空からの写真を掲載しております。現在の南駐車場と同じく駐車台数25台を確保する予定ではあります。

続きまして、予算書の説明を行います。恐れ入りますが、資料No.16の補正予算説明書、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま説明いたしました代替駐車場整備のための歳出予算ですが、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費に工事請負費として150万円、すぐ下の第20目ふるさとしおがま復興基金費に積立金として575万円を計上しております。財源となる歳入につきましては、この同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。ページの下段のほうにございます第20款諸収入第4項雑入第6目雑入に工作物等移転補償金として725万円を計上するものであります。

続きまして、今回の補正予算に係ります所要一般財源を説明いたします。

同じページの上段、歳入の第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税におけます普通交付税につきましては、1億583万9,000円の増額補正であります。また、あわせまして

次のページ、5ページ、6ページの2行目にございます第21款市債第1項市債第7目臨時財政対策債でございます、3,970万円の増額補正であります。この普通交付税及び交付税の振りかわりであります臨時財政対策債の補正につきましては、交付額並びに発行可能額が確定したことにより、それぞれ補正予算の計上をするものであります。

たびたび恐縮でございます。前のページにお戻りいただきまして、同じくページ上段の地方交付税のうち、特別交付税につきましては、510万2,000円の増額補正であります。これは、岡山県倉敷市への支援のための防災対策事業及び産業建設常任委員会への付託となります木造住宅耐震改修工事助成事業の予算計上に伴います増額補正となります。

次に、また同じページの中段、第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金でございます、1億1,971万7,000円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金につきましては、今回の9月補正予算に係ります所要一般財源として基金から繰り入れるものでございます、先ほど説明いたしましたとおり、普通交付税や臨時財政対策債が増額となりましたことなどから、所要一般財源の必要額として減額補正となるものでございます。

恐れ入りますが、資料No.15の塩竈市一般会計補正予算、4ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表地方債補正の1. 変更の表でございます、一番下、臨時財政対策債につきまして、先ほど触れましたとおり発行可能額が確定したことに伴ひまして、補正前限度額6億7,040万円から3,970万円を増額し、補正後限度額7億1,000万円に変更としております。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 議案第57号「平成30年度一般会計9月補正予算」について、市民安全課からは平成30年7月豪雨に係る岡山県倉敷市への職員派遣等の支援についてご説明いたします。

お手数ですが、資料No.16、17をご用意ください。まず初めに、お手数ですが、資料No.17、第3回市議会定例会議案資料、44ページをお開きください。

1の概要についてですが、東日本大震災の復旧・復興事業に係る業務支援として平成23年10月から4年にわたり被災建築物の調査設計などに延べ14名の職員派遣をいただきました岡山県倉敷市が平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けましたことから、本市では倉敷市への支援派遣をいち早く決定し、現地への職員の派遣等を行いましたので、その必要な経費につ

いて補正予算を計上するものでございます。

2の支援内容といたしましては、(1)先遣隊の派遣といたしまして現地確認及び今後の必要人員の聞き取り等を行うため、7月10日から14日まで消毒薬、粉ミルク等の支援物資とともに4名の先遣隊を派遣いたしました。

(2)避難所担当職員の派遣につきましては、倉敷市より避難所運営補助の派遣要請がございましたことから、7月18日から8月31日までの期間で2名体制、9班の支援を決定し、延べ18名の職員を派遣いたしております。

(3)義援金につきましては、本市及び市民の皆様からの募金等による災害義援金を7月27日に倉敷市へ持参いたしました。

続きまして、3の事業費及び財源内訳についてですが、事業費は644万1,000円、財源内訳としては記載のとおりとなっております。こちらの説明について、お手数ですが、資料No.16、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書にてご説明させていただきます。

初めに、歳出予算につきましては、15、16ページをお開きください。

支出科目といたしましては、第9款消防費第1項消防費第3目消防費第3節職員手当等201万2,000円、第9節旅費287万3,000円、第11節需用費10万9,000円、第14節使用料及び賃借料44万7,000円、第26節寄附金100万円の合計644万1,000円でございます。説明欄に詳細な内訳を記載しておりますので、後ほどご確認のほどをよろしく願います。

なお、歳出予算につきましては、既決予算額の範囲内で既に支出等をしておりますので、同額を補正予算計上するものとなっております。

続きまして、歳入予算ですが、お手数ですが、同資料3、4ページをお開きください。

歳入科目につきましては、第18款繰入金第1項基金繰入金第9目災害救助支援基金繰入金第1節災害救助支援基金繰入金154万9,000円のうち、100万円を防災対策事業へ繰り入れ、その他544万1,000円につきましては一般財源での措置となりますが、一般財源のうち80%に当たる435万2,000円が特別交付税措置される見込みとなっております。

市民安全課からは以上でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 引き続き、学校教育課が補正計上いたします小中一貫教育推進事業、幼保小連携事業についてご説明申し上げます。

資料番号16の一般会計・特別会計補正予算説明書、そして資料番号17の議案資料をご用意願

います。

まず、資料番号17の議案資料の45ページをお開き願います。

1の事業概要についてでございますが、本事業は宮城県においてモデル地区に指定した市町村に対して委託を行う「学ぶ土台づくり」市町村支援モデル事業を活用し、本市独自の小中一貫教育の柱の一つである幼保小連携事業の拡充を図るため、事業実施に必要な経費について補正予算を計上するものでございます。

次に、2の「学ぶ土台づくり」市町村支援モデル事業についてですが、本事業は被災地域の子どもを中心に地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、学習環境の好転や地域コミュニティーの復興促進を図るとともに、県の第3期「学ぶ土台づくり」推進計画に基づく取り組みを重点的・総合的に推進し、子どもたちの良質な生育環境の整備に寄与することを目的とするものでございます。委託期間は今年度の3月20日までで、最長3年間の継続実施が可能となっております。

委託の具体的な内容といたしましては、幼稚園や保育所等における教育・保育の質の向上を図るための研修等の実施、または幼保小の連携と小学校への円滑な接続を図るための連絡協議会等の開催となっております。

続いて、3の幼保小連携事業の拡充につきましては、これまで本市で実施してきた本市の特別支援教育スーパーバイザーによる市内の幼稚園、保育所、小学校等への巡回訪問や市独自に作成・活用している幼稚園・保育所等で使用するアプローチカリキュラムと小学校入学時に使用するスタートカリキュラムの開発に加えて、これまでになかった連絡協議会を設置し、小学校への円滑な接続を目的とした幼保小連携の体制づくりを進めるとともに、幼稚園、保育所、小学校等の保育士や教員を対象とした授業研究会や研修会等を実施し、教育や保育の質の向上を図るものでございます。

また、その他特別支援教育巡回相談員制度を充実させ、現場の保育士や教員が困ったときに大学教授等に直接相談できる体制を整備したり、年長児の保護者を対象としたリーフレットづくりを行っていくものでございます。

4の小中一貫教育推進事業の増額内訳につきましては、資料にございますとおり、講師等謝金、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費となっており、この後の別の資料でご説明申し上げます。

続いて、本事業の事業費及び財源内訳についてご説明申し上げます。

同じ資料の5にありますように、事業費及び財源内訳につきましては、「学ぶ土台づくり」市町村支援モデル事業委託金55万8,000円を充てております。その詳細につきましては、資料番号16の補正予算説明書、17ページ、18ページを使ってご説明申し上げます。

まず、歳出については、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の右側の事業内訳に記載のとおり、小中一貫教育推進事業として55万8,000円を補正計上させていただいております。その内訳ですが、第8節の報償費に講師等の謝金として3万円、第9節の旅費に28万円、第11節の需用費に消耗品費と印刷製本費合わせて24万8,000円を計上しております。

続きまして、財源となる歳入についてご説明申し上げます。

同じ資料の3ページと4ページをお開き願います。

第15款県支出金第3項委託金第4目教育費委託金第1節教育総務費委託金の右側の説明欄に記載のとおり、「学ぶ土台づくり」市町村支援モデル事業として歳出合計額と同額の55万8,000円を計上させていただいております。

小中一貫教育推進事業、幼保小連携事業については、以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 同じく教育総務課所管の平成30年度補正予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号16、補正予算説明書及び資料番号17、第3回市議会定例会議案資料をご用意願います。

初めに、資料番号17、議案資料46ページをごらんください。

学校施設のコンクリートブロック塀の改修工事についてでございます。

1の概要でございますが、平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震によってコンクリートブロック塀が倒壊する事故を受けまして、本市では市内小中学校敷地と周辺通学路のコンクリートブロック塀等の緊急点検を実施しました。その結果、学校敷地においてはプールに設置されているブロック塀で不適格な箇所が2カ所、一部損傷、亀裂が生じている箇所が1カ所確認されたことから、緊急にブロック塀の撤去工事を実施し、ネットフェンス設置に必要な経費につきまして補正予算の計上をお願いするものでございます。

2の撤去の状況でございますが、写真上から第三小学校、第三中学校、月見ヶ丘小学校につきまして、撤去前と撤去後の7月当該時点での様子でございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業全体の385万8,000円につきまして一般会計、一般財源を充当しようとするものでございます。

続きまして、資料番号16、平成30年度一般会計補正予算説明書、17、18ページをごらんください。

本事業に係ります歳出といたしまして、第10款教育費第2項小学校費としまして第1目学校管理費及び第3項中学校費第1目学校管理費にそれぞれ第15節工事請負費として258万2,000円、127万6,000円、合わせまして385万8,000円を補正予算に増額補正計上をお願いするものでございます。

以上、ご審査を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 続きまして、議案第62号及び第63号の工事請負契約の一部変更につきましてご説明いたします。

まずは資料No.4の塩竈市議会定例会議案の20ページをお開きいただければと思います。

まず、議案第62号であります。これは平成27年12月18日に議決をいただきました23年災第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事につきまして工事内容を一部変更しようとする事から、議会の議決を求めるものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額18億7,704万円を21億7,243万8,360円に変更し、2億9,539万8,360円の増とするものでございます。

具体的な内容につきましては、後ほど次の案件とあわせて一括してご説明いたします。

次に、議案第63号であります。次のページ、21ページをごらんください。

これは、平成28年9月29日に議決をいただきました28-災 第3769号北浜地区下水道災害復旧工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額24億6,240万円を24億719万4,720円に変更し、5,520万5,280円の減とするものでございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.17の市議会議案資料の48ページをお開きいただきたいと思っております。

この議案第62号と次の第63号につきましては、本定例会初日におきまして、産業環境部長及び建設部長から変更内容の詳しい説明がございましたので、一部重複するところはございますが、ポイントを絞って説明したいと思っております。

まず、議案第62号であります。ページ中段の5の主な変更理由をごらんください。

変更理由は大きく3つございまして、まずは防潮堤施工に伴います基礎杭工に関して事前調査を行いました結果、硬質の岩塊・転石が確認され、当初計画しておりました基礎杭打込み工法が困難となったことから、硬質岩盤を緩めるための先行・削孔工が必要となったものであります。

また、2つ目としましては、コンクリートの海上運搬について、潮位の関係でコンクリートミキサー車の運搬が困難なことから、寒風沢島内に宮城県が設置したコンクリートプラントを利用することとし、プラント撤去後は島内で製造可能な現場練りコンクリートを使用することとしたものであります。

3つ目として、その他、岸壁高の変更や歩行者のための仮設道路の設置など、利用者の利便性向上や現場の安全性、施工性向上を図るために増工したものであります。

6の変更内容の表をごらんください。①の先行・削孔工については、当初ゼロ本のところを変更後469本とし、設計額が1億5,242万840円の増、②のコンクリート工につきましては、現場条件に合わせてコンクリート打設を行ったことにより、当初5,205立米に対して変更後5,845立米で、640立米の増により8,109万9,454円の増、③のその他として1,183万9,472円の増であります。

これら直接工事費の合計は2億4,535万9,766円となり、その他諸経費を合わせまして2億7,359万6,000円が変更設計工事価格となります。これに請負率99.9714%を掛け、消費税を乗じました2億9,539万8,360円が今回の契約変更額の増額分となります。

次のページ、49ページには平面図と写真を掲載しております。寒風沢漁港災害復旧工事の全体施工区域の中で、ただいま説明いたしました先行・削孔箇所、仮設道路設置区間、物揚場高さ変更の箇所をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、議案第63号であります。

恐れ入りますが、50ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、5の主な変更理由であります。管渠工の施工延長を減工したことのほか、施工現場の土質条件や地下水位の関係から地盤改良工などの増工を行い、変更設計工事価格の合計が減額となったものであります。

次の6の変更内容の表をごらんください。

まず、①の管渠工ですが、開削工については当初設計から729.9メートルの減工となり、設

計額が1億7,410万3,000円の減、推進工については土質条件が想定より硬い土質であったことから施工日数89日の増で、6,802万8,000円の増、あわせて開削工と同じく施工延長63.8メートルの減工として1,664万2,000円の減となりました。

②の圧送管工については、北浜公園調整池から藤倉の雨水ポンプ場への管路ですが、地下水位が高く、薬液注入をする地盤改良が必要となったことから、改良長2,510メートルの増で、5,873万4,000円の増であります。

また、③の調整池工では、支持地盤の土質条件が想定より硬く、軟弱層から硬質層となり、鋼管杭の基礎杭の工事が増額となることから、2,785万円の増となりました。

これら直接工事費の合計がマイナス3,613万3,000円となり、諸経費での減額分を合わせまして工事価格がマイナス6,648万5,000円、それに請負率76.8844%と消費税率を乗じた5,520万5,280円の減額が今回の変更契約額の減額分であります。

次のページ、51ページをお開きいただきたいと思います。

工事箇所の詳細図であります。右下の凡例にもございますとおり、赤い線が管渠施工路線、青い二重の線が圧送管施工路線、緑色の箇所が北浜公園にございます調整池施工箇所でありまして、黄色い線が開削工及び推進工における減工箇所となります。ページ上部中央には圧送管施工路線における補助地盤改良範囲のわかる標準断面図を掲載しております。また、各施工箇所の写真を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 説明ありがとうございました。私からは、契約関係、契約の変更について若干質疑させていただきます。

まず、議案第62号の寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事の一部変更でありますけれども、今財政課長から説明がありました。基本的には理解するところでありますけれども、まず第1点として、主な変更理由のまず①として先行・削孔工の増でありますけれども、事前調査で岩塊とか転石の存在確認はできなかったのかということ。通常地下埋設物や地盤調査等については事前調査を実施するものでありますけれども、その中で把握できなかったのかということと、それに関連して総括質疑で市長答弁の中でありましたいわゆる通信事業会社の海底ケーブルを支障物として認識されていたようでありますけれども、その通信事業会社との

事前協議はどの時期に、またどのようになされ、どのように確認されたのかということ、この2点についてまずはお尋ねします。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、2点ほどお尋ねいただきましたので、お答えします。

まず、1点目の事前調査についてですけれども、当然現場付近でボーリング調査を行いました調査しております。その際、本工事に伴いまして新たにボーリング調査したもの、あとさらにはこれまでこの地区で長年にわたり漁港整備をした経過もありますので、そういったものとのデータも含め、約30カ所ぐらいのボーリングデータをとってございます。ただし、残念ながらボーリングは主に地層判断するという向きもございましたので、試掘をして、その岩盤というんですかね、そういうものが発見されたということでございます。

あと、2点目の通信事業会社との協議です。こちらにつきましても、ちょうどこの図面のこの③番仮設道路設置区域という表示がありますが、この左の一番左端の矢印のあたりから海岸の野々島に通信事業会社の光ケーブル、それとメタルケーブルが野々島にわたっております。本工事の施工に伴いまして、通信事業会社にはそもそも工事等の場合移設することを条件に占用許可を出しておりますので、工事着手当時から移設のお願いをしてきたという形です。ただ通信事業会社では、移設に当たって通信事業会社本体の中の海工事専門の部隊をそれに当たらせるということで、その手配等の関係で大変時間がかかりました。結果、ことしの4月ごろにダイバーさんが潜りまして、その海底面の調査をして、やはり移設が必要だ。新たなルートはここだというのを取り決めていただきまして、結果、ちょうどきのうきょうの2日間をもって通信事業会社ケーブルは切りかえ済んでございます。来週からはあとくい打ちが始まって残りの防潮堤を施工するという運びになっておりますので、ご報告申し上げたいと思います。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私たまたま寒風沢を訪れたときにこの問題がちょっと確認されたものですから、今聞いたところであります。

それで、次に②のコンクリート工の点ですけれども、潮位により岸壁の台船の高さに段差が生じるというふうになると。これはもう自然の摂理で当然のことではないかと思うんですけれども、それは変更でいいものかなということが1つと、それからコンクリート工ですけれども、これはいわゆる寒風沢島の農地改良保全、農地改良のところでは除塩工事してまして、

民間の建設会社だったかな、独自にプラントをつくっているわけですよね。一応県、宮城県が設置したコンクリートプラントとなっておりますけれども、これは県でなくて民間のあれで、向こうの除塩工事がほぼ終わったので、そのせっかく持っているプラント、海水を何か真水に変えるプラントということだそうなので、それをこの工事に転用したというか移したんですか。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

まず、1点目のコンクリートを搬入する際に岸壁との護岸、高さが生じたというのも、想定以上の潮の満ち引きがあつて設計当初よりもやっぱり思うように合理的に運搬することができなかつたというのが大きな理由です。

あと、2点目のプラントの問題ですけれども、県工事に伴うプラントの建設ということですので、私どもとしては県工事の一環として整備されたというふうに認識をしますし、そのプラントのコンクリートを調達したほうが工期的にも早いというもので、活用すると。あと、当然そちらのプラントさんの了解も得て、そちらのコンクリートを調達したという状況でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっとわかつたのかもしれないですけども、いずれにしましても、当初設計から予期せぬ事態が発覚したということでもつての変更理由でありますので、これは当然予測できたものではないかなということが1つ私の意見としてはもちろんあります。

それで、この点について、いわゆる設計施工の条件明細書というのはどのように定めていたんでしょうか、事前には。設計施工条件明細書。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 申しわけございません。その細かな内容の仕様までは承知しておりませんが、基本的には現在の位置を指定してそちらから海上から搬入をするというような形で積算しているというふうに認識しております。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 次に、この設計に当たっては、市直工で設計されておりますか。つまり市の土木技師が設計されたのか、それともコンサルタントが設計されたのか、これについてはどうですか。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 設計は委託してございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 こういう場合、本市ではわからないんだけど、コンサルタントで、これに対する設計段階で予期せぬ事態が出たということに対しての釈明というか、そういったようなものはないんでしょうかね。ただ、これは変更だから、確かに国土交通省が定める20%以内の変更額だから問題はないというようなことで済ませるのか。その理由についてきちんと検証されているのかどうかということを確認します。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 ご指摘のとおり、委託によって出てきた、設計の成果品ですね、こちらについては私どもの技術職がまず内容をチェックするという形で、その後に予期せぬ事態が生じた場合においても、やはり検証いたしまして、やむなしという判断で今回の変更に至ったということでございます。

○鎌田委員長 釈明については。釈明されたのかという。コンサルタントさん。佐藤市長。

○佐藤市長 今山本委員から土質条件が変わったことによってその変わった部分についてはということでありました。この区間が全て当初設計どおりの中身に実はなっておりません。途中で今申し上げましたような土質条件の変更、あるいは岩盤線の一部状態等を勘案し、中で設計の内容の手直し等もコンサルタントにはやっていただいております。その費用は当然塩竈市からコンサルタントに支払いながらも、断面の変更等も行った上で、実情に合った形の設計内容に変更していただいたところであります。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 了解しました。

もう一点の議案第63号の北浜地区下水道災害復旧工事の一部変更についてです。今回の変更額5,520万5,280円の減額補正となっておりますけれども、これ設計、同じように設計当初から開削工になぜ減工が発生したのかということと、それから推進工での土質条件の変更というのは、当初設計はどのように把握されていたのかということをお尋ねします。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、お答えいたします。

今2点ほどご質疑をいただきました。まず開削工の減工についてですけれども、こちらにつ

きましては、工事契約後、開削工施工箇所について試験掘り、そこにどのような地下埋設物が入っているか等を調査して施工の計画を立てました。そのところ、ほかの地下埋設物の移設に少々時間がかかるということが判明しまして今回減工となっております。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1点だけちょっと補足させていただきます。前段総括質疑でもお話しさせていただいておりましたが、この工事については塩竈市は当初債務負担を設定いたしまして債務負担行為で実施をするということで計画をいたしておりましたが、その後、県・国の都合で全額を単年度で一括してということで、予算をつけられました。これをいわゆる断ることができない。というのは、それから先の予算の見通しがなかなか難しくなってくるので、若干の困難を想定しながらも、では単年度でまずは予算を引き受けますということで、引き受けました。ただし、債務負担をとらなければならないような工事でありますので、当然3年ぐらいの時間がかかるということを想定しておりました。平成29年度はご説明したとおり繰越明許でやりました。平成30年度は事故繰越でありますので、これ以上の予算はふやせないというもうぎりぎりのせっぱ詰まった状況になっておりました。一番工期がかかるのが地下埋設物が複雑に入り組んでおります推進工法の部分でありますので、これを施工するとしたら来年の3月31日までの工期ではとてもできないというようなことを想定いたしまして、今回推進工法の部分につきましては開削推進あわせて減額とさせていただきますして工期内に竣工できます部分について予算計上させていただいたというところであります。

2点目については、担当からご説明いたさせます。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大変失礼しました。ご質疑の2点目でなんですけれども、土質調査でございますけれども、今回北浜公園調整池の部分につきましては、公園内で土質調査を行いました。雨水管の推進部分ですとか開削部分につきましては、ほぼ同じ箇所に過去に污水管を整備させていただきまして、そのときの土質試験のデータがありましたので、そちらを使用させていただいたということでもあります。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今市長からご答弁いただいております。たしか事故繰越をして平成30年度は事業完了と。減工された場合に、まずそのスケジュールとして、これからどうなるんだろうなど。契約の仕方、それから復興予算についても復興庁はそろそろ店じまいの段階に入ってきてい

るという中で、復興予算が新たに平成31年度につくのかどうか、そういう見通しがあるのかどうか。県は今回とにかく平成30年度の事故繰越をやったんだからもう終わりにしてくれというふうなことの行政指導というか指導があったと。問題は、残った減工部分の契約方法と、それから予算的な措置、担保というのがされるのかどうかということがちょっと疑問だと思うんですけども。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 山本委員から、1つは今回5,520万5,000円、減額をさせていただきました。この部分が担保されているのかということでもあります。当然のことながら、我々は県からの要請を受けて平成28年度の単年度契約という形にさせていただきました。もともとは3カ年の債務負担行為で施工するものでありましたので、その実情については県にもしっかり理解いただいていると思いますので、まずは5,520万5,000円はぜひ次年度予算としてつけていただくということを前提といたしておりますが、あわせて、実はこの5,500万円ではなくて今回の工事に入っていない部分の管渠工事等が約3億数千万円、合わせて4億円弱の工事がまだ取り残しになっております。したがって、その部分もあわせて平成31年度でできれば竣工していきたいと。場合によっては平成32年度までずれ込むかもしれませんが、それをやらないと今回整備した地下貯留施設が機能しないということでもありますので、その辺の事情につきましては県も重々ご認識のはずでありますので、そういった努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 もう一点、契約、次の新たな契約は一般競争入札でするのかどうかということ。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 答弁漏れがございました。おわび申し上げます。あくまでも今回の部分についてはありますので、この工事で完了でございます。したがって、残工事については5,500万円と3億数千万円を発注するのか、そういった工区面についてはまだ未定であります。4億円弱の工事を平成31年度に新たに一般競争入札で発注をさせていただくということになります。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 最後にもう一点だけ確認して終わります。この請負率76.884%、これはいわゆる従来の落札率ですけども、この辺の請負率の低さというのは今回の契約の減工に影響したと

ということはないですか。と考える必要はないですか。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

低入札が理由で今回できないのかということではありますが、入札時に低入札価格ということで、その施工者に施工能力があるかどうかを含めまして調査をした上での契約をしております。今回の減工についてはその辺は関係ないと思っております。以上です。

○鎌田委員長 その他ございますか。曾我委員。

○曾我委員 せっかくの機会なので、ちょっと補正予算の関係でお聞きしたいと思っておりました。これは資料No.16の7ページ、8ページ。それで、説明資料では17番になるんだと思いますが、豪雨被災地への宮城県市長会の見舞金の考え方について説明いただきました。それで、また北海道でも災害が起きるとか、いつどこで何が起きるか非常にわからない状況の中で、今回は、これは宮城県の市長会の中で話し合っ、特に東日本大震災の関係で支援いただいたところを案分したということがありますが、これからのこういう見舞金の考え方は、その都度話し合っていくということになっているのかどうか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曾我委員からご指摘をいただきました平成30年7月豪雨災害の被災地への見舞金であります。実は、この37ページの概要の2行目をごらんいただきたいんですが、東日本大震災時に他の市長会、あるいは他市からいただいた義援金、見舞金が実は66億5,717万9,516円という大変多額なものであったということについては、私自身も今回改めて認識をさせていただいた。ちょっと不勉強でありました。もう一つは、ご案内のとおり、仙台市が市長会の事務局をやっておられたということで、仙台市にも確認をしたところではありますが、これだけの運営金をいただければその後にはほかで発災したときに当然お見舞金を拠出しなければならないといったことでは、基金の造成とかといったようなことについては考えられたことはないんでしょうかというようなことを確認をさせていただきましたが、ああいう大変大きな災害であったので全額をまず被災地にお届けするということが最重要課題だと思って全額を配分をさせていただきましたというお話でありました。したがって、ことしの8月に気仙沼で宮城県市長会の総会がありましたときに、この議案を市長会にもかけさせていただきました。そのときに、あわせて、これから先長いスパンでこういった災害が発生された市に対

してお見舞金を当然拠出しなければならない。それを一々各市の予算でということになると、大変煩雑なということと、タイムリーな支援ということができないですよというようなことで、今後は市長会にも災害お見舞金的な基金をつくっていききたいというようなことを提案させていただきました。大筋市長さん方全員賛成でありましたが、早速担当課長レベルで、どれぐらいの基金をどういった形で造成していったらいいか、何年かけて造成していったらいいかといったようなことをお話をさせていただくことになっております。当然のことではありますが、やっぱり基金的なものを持つべきではないのかというのが大筋の皆さんの考えでありました。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。ぜひそういったことをやっていかなきゃならないような状況ではないかと思しますので、質問いたしました。

それで、加えて38ページの、これは市独自で、特に倉敷市への支援を行うということで、予算を……、これは倉敷市だったかな。これに倉敷市だけではない、倉敷市だけになったのはどういうことなのか。ほかもあるんだと思いますが、その辺についてどう考えればいいのか伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 倉敷市への支援については、後ほど担当から詳しいご説明を申し上げますが、市長会としては、37ページをお開きいただきたいと思いますが、37ページでは岡山県市長会から9,500万円という大金をいただいております。それらに対しましては、先ほど触れさせていただいたように約10分の1ということで、1,000万円であります。同様に、10であります。岡山県の総社市様から3,100万円、これは被災に遭った子供さんたちにたしか5万円ですが、5万円の育英資金的なものということで、総社市様からは本来は3,500万円いただいておりますが、実際使用した金額が3,100万円でありましたので、3,100万円。ですから、個別に宮城県市長会にいただいた方々に対してはこういった形で今回見舞金を拠出させていただくということになります。倉敷市については個別の話になりますので、担当からご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 今回の西日本の豪雨につきましては、さまざまな市が被災を受けておったわけですが、東日本大震災ときに塩竈市に対口支援といえますか人的派遣

をくださった市町村のうち大きな被害を受けたのが倉敷市さんということでした。それで、資料にもありますとおり、4年間のうちに14人の建築技師の方がさまざまな公共施設の修繕とかそういうことでお手伝いいただきましたので、我々も、恩返しという言葉が適切かどうかはあれですけども、市長以下打ち合わせを行いまして、倉敷市とにかく支援に行きましようということで、決定しております。なお、倉敷市さんとは、派遣を機会に文化的な交流や、あと物産展を通しての産業的な交流等を通して、協定とかは結んでいないんですけども、かなり親しい関係として友好関係を結ばせていただきましたので、その他にそのような関係を持つ自治体がなかったことから、今回は倉敷市への派遣を決定させていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。いろいろ音楽の関係で来てくださったりとか、いろいろ私たちも見ていましたので、相当支援いただいたんだなと思っていましたし、職員でもほかの倉敷市さんだけではなくて結構来ていたもので、その辺でのどういう意味でこの倉敷市だけに突出してこういうことが行われるのかなということがちょっと理解できなかったのもので、その辺を聞いておきたいというふうに思ったわけです。

これらはもう、ちょっと義援金の中に（3）では、本市及び市民からの募金などというふうに書いてございます。いろんな、コンビニエンスストアで集めたりいろいろあるんだろうと思いますが、私は芦畔町内会の会計をやっている西日本豪雨の関係で寄附をとということをやられているんだということで、今まで私会計ずっと見ますと、今回が初めてだったような感じがします。そういう点で、市から市民の皆さんへということでの特別なそういう要請とかなんかの部分がこの中に入っているものなのかどうなのか。そういうものは入っていないものなのかどうか。その辺について、ちょっとお伺いしておきたいと思いますが。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 今回は7月27日に市からの義援金として予算にも計上しておりますけれども100万円、あと市民の皆様からということで100万円の合計200万円を持参しております。その市民の皆様からの100万円については、まず市で街頭募金とか、あとみなと祭の際の街頭募金とかそういったものだったり、あとは観光物産協会から10万円とか、あと塩竈市立小中学校から26万7,807円とか、あとは塩竈市の浦戸振興推進協議会から10万円などなどを含めて100万円ということになっておりまして、町内会とかそちらにはうちからお声が

けとかはやっておりません。恐らく日赤とかそういった絡みなのかなとは思いますが、以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。これからも、例えば町内会での負担もいろんな形でもふえてくるのかな。例えば、全く違う話だけれども、今回傘寿のお祝いなんていうことも非常にふえてきていまして、去年は3人でよかったのが今度は8人になったとか、非常に町内会の維持ももう赤字になってしまうんじゃないかということをお心配しなきゃ……、なんてここ関係ないことなんですかね。そういう点で、こういった市民からの寄附というのはどこからかということをお聞いておきたいと思いましたが、済みません、余計なことでした。ありがとうございます。

それから、学校について伺いたいんですが、教育の関係です。これは、45ページになりますが、今回の幼保小連携事業の関係で、最長3年だと。宮城県がモデル地区に指定したところの事業でやるということなんですが、これ3年以降はどうするかということをお考えていらっしゃるのかどうか。その辺はそのときそのときだとお考えているのかどうか、その辺の考え方を聞いておきたいと思えます。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 本事業につきましては、最長で3年まで継続可能というところで、私たちとしてはこの3年間を生かしながら、本事業をしっかりと内容のある質の高いものに高めていこうと考えております。そしてまた3年後に予算がなくなったときに何を残すかということについては、この3年間を通してしっかりと判断していきたいと考えております。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○鎌田委員長 その他ございませんか。小野委員。

○小野委員 私からも何点かお聞きいたします。

それで、最初は、私は17番の資料からお話をしていきたいと思えます。39ページの壺番館の利用者のこの代替の駐車場整備ですけれども、これの周知はどのように行っていくのか、またもう行っているのか、この点だけお聞きをしておきたいと思えます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、まだ現段階で正式に周知という形では取り組んでおりません。もちろん、これをお

認めいただきますれば、速やかに壱番館の利用者の市民の方々に周知したりとか、あとは媒体等を使って周知をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、もう一点、今もありましたが、45ページの小中一貫教育推進事業です。幼保小連携事業ということです。今までもやってきているというお話ありましたが、この3番の(2)の連絡協議会等の開催とか、この視察とか研修、そういったところのさらなる充実の点で、この3年間、このような取り組みという考えでよろしいのでしょうか。また、この取り組みの効果というのはどのようなところを見ているのでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 今ご質疑をいただいたところでありまふけれども、これまで本市では特別支援教育スーパーバイザーによる幼稚園、保育所、小学校の巡回訪問等を行ひながら気軽に相談できる体制づくりを1つはやっておりまふ。もう一つは、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムのカリキュラム開発をしながら、小学校生活の適応支援と、これが2つ目、大きく行ひておりまふ。

そして今回行ひるところにつきましては、これまで私たち、幼稚園、保育所、小学校を回らせていただひておりまふけれども、そここのところをしっかりと縦横の連携を深めるために連携協議会というものを開催させていただきまふして幼保小連携の体制づくりというのを新たにやりたいと考えておりまふ。もう一つにつきましては、幼稚園、保育所、小学校の保育士さん、または教員の方々は、大分困り感を持っておりまふので、教育や保育の質の向上というところで、合同の研修会等を開催したいと考えておりまふ。

その効果につきましては、本事業のもともとの目的が小1プロブレム対策というところで、小中一貫教育9年間の取り組みをスタートしまふしたけれども、一番最初のスタートのところをしっかりと、小学校1年生の学習環境を整えるところをしっかりとやりたいと考えておりまふ。実情といたしまふして、私たちはこれまで幼稚園、保育所、小学校の現場、何回も訪問させていただひておりまふ。そして、現場の声も確認させていただひておりまふけれども、小学校1年生に入学したときに落ち着いて話が聞けないで体をずっと揺すぶり通している子供であるとか、中には立ち歩いたり寝そべる子供もいるという現状がありまふし、もう一つは毎年6月に小学校就学前情報交換会というのを開ひておりまふして、そここのところで発達障

がい等特別な配慮を必要とする子供たちが全体の14.9%いるということがわかっております。これは1歳半、2歳半、3歳児健診で見立てられた子供たちと、あとは幼稚園、保育所の生活行動を見ての子供たちがそれくらいいると。その中の2割程度は特別支援学校や特別支援学級のほうに就学いたしますけれども、残りの8割は通常学級に入ってしまうと。そのような現状も受けまして、このような対策として3年間の取り組みを進めたいと考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。大事なところなのかなと感じておりますので、またさらなる充実に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、次のページの46ページの学校施設のコンクリートブロック塀の改修工事ですけれども、大阪府北部の震源の地震によってブロック塀が倒れて犠牲になったということをつきかけにこういったブロックの点検の周知がされたわけですけれども、ここに掲載されているブロックのほかにも周辺通学路のブロック塀のこれ等に伴って点検を行つてきていると思うんですが、これと同時にやっぱりそのほかのところについて危険箇所等はなかったのか、または危ないと思われたようなところはなかったのか、その点だけ確認をさせていただきます。

○鎌田委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 お答えいたします。

まず、ご指摘のとおり、文部科学省等を通して学校施設及びそのスクールゾーン等については、直ちに確認を行うことという通知がございましたので、緊急的に学校施設とスクールゾーンにおいては点検をしておるところでございます。それで、なお学校施設に面していたコンクリートブロックについては、直ちに撤去等の措置をとらせていただきました。

なお、スクールゾーンには8カ所ほどの危険と思われるコンクリートブロックがありましたので、そちらには所有者に対して直ちにお伺いをいたしまして市の助成制度等を説明しながら管理の徹底と改善指導を行つておるところでございます。

さらには、ちょっと時間がかかって申しわけないんですけども、スクールゾーン以外においても、保護者の皆様とか、あと町内会、自主防災組織の方々を通してブロック塀等で危険と思われる箇所を我々に情報提供いただくという措置をとらせていただきまして、ちょっと申しわけないんですけども、今それらを集約して2次調査等を行つておるところですので、今後そういうような場所が危険と判断された場合には同様に改善指導とあと助成制度の周知

を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。このブロック塀に限らず、今後通学路、そういういったスクールゾーン的なところの危険箇所等、またしっかりと点検をしていただくようお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

あと、最後に議案第62号、63号のこの変更ですけれども、先ほど山本委員からも質疑がありまして、私もこの主な変更理由のところ、やっぱり予期せぬ事態もあると思っておりますけれども、事前に予測できた内容のところがあるんじゃないかなということで、私もこれ見させていただきまして感じていたところですが、先ほど答弁あったことで理解をしておりますが、この事前予測ですね、こういったところもやっぱり契約というかそっちにいくときにしっかりとこの辺完全かというと、そういうふうなことできないところもあると思うんですが、この点もしっかり今後手を打って努力していただきたいと思っておりますが、この点をお聞きして私の質問を終わりたいと思っております。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

本案件につきましては、そもそも東日本大震災で被災を受けたいわゆる災害復旧という一つの壁もございます。ただ委員ご指摘の内容はごもっともでございますので、今後の事業執行に当たって留意させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号、第56号及び第57号、第62号及び第63号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号、第56号及び第57号、第62号及び第63号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時29分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査の今後の進め方についてを議題といたします。

所管事務調査の今後の進め方について協議してまいりますが、本委員会の調査事項について参考までにお手元に配付をしております。

それでは、各委員からの発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 総務教育常任委員会の調査案件ということで、今お手元に置いた内容があるわけですが、特に連日新聞なんかを今にぎわしております自治体における契約事務ですね、そういったものについてもやはり一片の疑義も持たれないようにきちんとした形で、ただ一方ではかなり複雑化してきておりますので、このことから本委員会におきましては契約事務の一層の適正化と透明性、公平性の確保を図るという意味において、調査事件であります契約並びに市有財産、公共用地の取得、処分及び管理についてのうち、特に契約事務についての調査を行ってまいりたいというふうにご提案いたします。以上です。

○鎌田委員長 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時34分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言がなければ、所管事務調査の今後の進め方についてお諮りいたします。

調査事件については、契約並びに市有財産、公共用地の取得、処分及び管理についてのうち、契約事務についてとすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言をお願いいたします。まず山本委員。

○山本委員 先ほど休憩中に委員長から出ましたように、平成29年度の決算資料で出されたあれをまた改めていただきたい。またそこで、さらにじゃこれに関連してこれが欲しいとなればその都度また要求させていただく。基本的にはそれでよろしいのかなと思います。本市の契約事務の概要版というのあるんですか。概要というのは。

○鎌田委員長 はい。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 常日ごろやっておるものを集めて、そういったことで、わかりやすく説明できるものはご用意したいと思います。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 じゃ、それについて資料要求させてください。以上です。

○鎌田委員長 では、ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料要求がありましたが、当局においては内容の確認をお願いいたします。確認しましたよね。大丈夫ですよ。

お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答にありました内容で要求することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう取り計らうように決定いたしました。

続いて、次回の総務教育委員会の開催についてお諮りします。

次回の総務教育常任委員会については、平成30年10月11日木曜日午後1時から開催し、関係部課長に出席要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。

午前11時36分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二